

第2回 甲府市議会議員政治倫理審査会 会議要旨

日 時	令和7年9月12日（金）午前10：00～午前11：00
会 場	議会会議室（本庁舎10階）
出席委員	山中委員長、長沢副委員長、興石委員、鮫田委員、 中畠委員、坂本委員、橋田委員、兵道委員、廣瀬委員、 木内委員、鈴木委員、依田委員
審査対象議員	村松裕美議員
1 報告事項 (1) 村松議員から、配付のとりの理由により欠席する旨の連絡があったため、本日は本人による口頭または書面による弁明を行うことはできない。 (2) 9月9日付けで村松議員より、「第二回甲府市議会政治倫理審査会の議事録全文掲載についての要望」として文書が提出された。 2 確認事項 (1) 本審査会の傍聴にあたり写真、ビデオ等の撮影及び録音については、甲府市議会傍聴規則に準じ、報道関係者による報道の目的によるもの以外は、写真・ビデオ等の撮影及び録音はできない。 (2) 会議録については、市議会の会議録作成の方法に準じて作成する。 3 第1回 甲府市議会議員政治倫理審査会 会議要旨について（議題1） ・事務局から説明 (1) 甲府市議会議員審査請求取扱審査会の報告等及び甲府市議会議員政治倫理審査会の運営等について (2) 政治倫理基準に違反する行為の存否について	

(3) 弁明の機会の付与について

4 弁明の機会の付与について（議題２）

委員からの主な意見

- ・弁明の機会を付与したのにもかかわらず、これを放棄するというような結果になっているので、今後、弁明機会を付与する必要はない。
- ・いろいろ制約を受ける中で、これだけの人数を調整することは大変なので、政治倫理規程に基づき審査を終了し、ある程度区切りをつけたらどうか。
- ・村松議員からの政治倫理審査会欠席理由のメールについて、事実確認が必要ではないか。
- ・公開の場で村松議員の意見を聞くことは、村松議員の権利であるとともに、政治倫理規程第 2 条の議員の責務として、政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれたときは、自ら誠実に説明を行い、疑惑解明の責任を負うものとするということなので、SNS での発信について、この責任を負うということが求められている。
- ・議員という立場は、様々な権限を持っているため、社会的地位の弱いとされている弱者への配慮がとりわけ重要な課題であり、本来私たちが守らなければならない立場の人が、傷つけられたと言っている以上、議員の責務としては傷つけていないということについて説明するのは本人の責任である。
- ・正副委員長の中では、公平な判断がなされるとは思えないというのなら、この場で言ってほしい。それを聞いて、検討するのが委員の仕事であり、私も政治倫理審査会の委員として、責任を持っている自覚があり、軽々しい気持ちでここへ参加しているつもりはないことを理解してもらいたい。

- ・改めてその内容をきちんと精査をして、口頭なり文書で弁明を出していただくということを要望しながら、もう一度その機会を同僚としても与えていただきたいというふうに思う。
- ・委員として、ある程度本人のフェイスブックやホームページを見た中で、経緯を把握し発言したが、その内容が違ふということであれば、この場で正してもらいたい、そういう責任があるのではないかと思う。
- ・情報を得る中で、やはり本人から聞いた正しい意見の中で判断をすることがベストなやり方だと思うが、今回欠席であれば、その中での判断は非常に難しくなってくると思う。
- ・政治倫理規程をつくったときに、もし政治倫理審査会ができた場合については、その対象となる議員についての弁明を聞くのが公平ではないかということで、政治倫理規程第 10 条第 4 項に、政治倫理審査会は、対象議員に口頭または書面による弁明の機会を与えなければならないと盛り込んだ。弁明の機会とは、今回の場合には村松議員が対象になるわけだが、村松議員を糾弾するわけではない。
- ・弁明とは相手からの非難や誤解に対して自分の行動や立場を明確に説明し事情を明らかにする行為であり、単なる言い訳ではなく、自分の正当性やその真意を説明することで、相手の理解を得るための機会である。
- ・いろんな条件があったとしても、それよりも自分の意見や気持ちを言う方が、重くなければならないと思うが、自ら弁明の機会に立たないということは、言われていることについてはもう否定をすることがないというふうに捉えてしまう。非常にそこが残念である。

- ・問われているのは、政治倫理規程の第3条の6号と8号であり、それが今回出席されないことに通じてしまうような気がして、とても残念である。
- ・私たちが納得できる正当な理由があって欠席するならば、それなりの対応もしなければならぬが、そうでないなら、自ら弁明の機会を放棄したというふうにも判断できるので、その辺のところを委員で判断していただきたい。
- ・会派に所属する議員は、先輩議員からの指導や注意を受けて活動しているが、村松議員の場合は個人で考え活動している。個人だろうが、会派の議員だろうが、公の立場で甲府市議会議員として振る舞いをしなければならないのは当然だが、できたらもう一度弁明の機会を与えてもらいたい。
- ・村松議員が、要望の回答を前日までにほしいといっても、委員長が政治倫理審査会に諮らなければならないという規程もある中で、市議会議員としての自覚が少し足りないのではないか。
- ・口頭もしくは書面でいうところがあって、きちっと文面も精査をする機会があっても良いと思う。もしかしたら決をとって、はっきりとそういうワンクッション置くかということを決めていただきたい。
- ・我々も本人に十分配慮して、弁明の機会を付与したが、今日配付されたペーパーを見ると、とても欠席理由としては、正当性を持たない。
- ・私は、何でこんなことをしたのか素朴に聞きたかったが、その辺の説明もないまま、本人は一方的に欠席してしまい、こういうことを許すと次に判断が難しくなると思う。
- ・村松議員から聞いてみたいことが幾つかあるが、いないので確認がとれないまま断定するには、ちょっと根拠が弱いかなと思う。

投稿を行うにあたって議員としての立場をどのように意識していたか。投稿内容に含まれる個人情報について公開する正当性があると判断された理由。なぜこういうことをしなうてはいけなかったのか。なぜ謝罪の意向を示された投稿について改めてまた過去の写真や氏名を掲載したのか。また、市民から信頼を損なう可能性についてはどのように受け止めていたのか、そもそも投稿そのものの価値についても聞いてみたい。幾つか争点を絞った上で、きちんと弁明をしてもらうということであれば、文書で弁明をしていただくのは有効だと考える。

- ・私たちが問いかけた質問に対する弁明ではなく、自身の主義主張、あるいは争点をずらして、委員長が副委員長がとか誰かの責任で私が参加できないという話は幾ら何百字で主張されても、主張ではないので、受け入れる余地はない。
- ・なぜこのようなことをしてしまったのか、議会の冒頭、申し訳ありませんでしたと、質問の前に言っていたが、謝罪というのは誰に対して何に対して謝罪した言葉だったのか質問したいと思っていた。
- ・この要望事項を全て認めるのは難しいのではないかと思うので、この場に来て弁明してもらうのは難しいかもしれないが、こちらで聞いてもらいたいことに文書で答えてもらうということが可能であれば、それも一つの方法なのではないか。
- ・委員長が村松議員から頂いた要望書を見ると、実は委員だけで諮れるものではないかなと思う。村松議員の要望自体は、今の甲府市議会では文書の開示の方法とか、その中で例えばプライバシーに関わる場所、個人名が出ると

ころ、そこについては発言をしないとか、文書としては黒塗りをするとか、そういうことを全て決めている。報道機関は、動画も撮れるし、録音もできるが、一般の人は撮れないとそこは全て決まっている。それを委員会で諮って、全てオープンしろというのは当然難しい話をしており、委員長が別に逸脱しているわけでは全くない。

- ・村松議員からの要望をもし諮ってもらっても、これについては甲府市議会の議会運営のルールで決まっていることなので、この委員会で決められない。ルールの中でやっているわけだから、それを前日までにできるわけがないというふうに思う。

- ・例えば今日やむを得ない事情で、精神的にとか、書類が整理できないからとか、そういうことで欠席をしたのであれば、それなりの理由にはなり、正当性もそこにあると思うが、それを聞く中で、もう一度、弁明の機会を与えるかどうかを決めればよいのではないかと思う。

○まとめ

村松議員から申出があれば、別途、弁明の機会を付与することも、協議することとする。

5 その他（議題3）

- ・なし。